

自分らしく  
生前の準備

2014年版

# 相続と葬儀で 困らないために

日経おとなの  
**OFF**

日経おとなのOFF 特別編集  
日経ホームマガジン



ミッドランド税理士法人  
アライアンス

日経BP社の許可により「日経おとなのOFF特別編集」日経ホームマガジン「相続と葬儀で困らない本」から抜粋したものです。  
禁無断転載 ©日経BP社

# 中部地方最大の 広域税理士法人が2年後に迫る 相続大増税の節税対策を伝授

昨年、地域金融機関・財界人の熱い期待を集めて中部地方最大の広域税理士集団、ミッドランド税理士法人アライアンスが誕生した。彼らは相続・事業承継を得意分野とし、相続大増税を見据えた節税対策で顧客ニーズに応える。豊富な税務キャリアと英知を尽くした節税対策を紹介しよう。

プロの税理士も話を聞きたがる相続税のプロ集団

平成24年9月、愛知、三重、岐阜の東海3県の5つの会計事務所が参加する広域税理士法人・ミッドランド税理士法人アライアンスが発足した。「中部地方（MIDLAND）の中小企業を支援し、中部経済の活



名古屋オフィス  
代表社員 税理士  
齋藤 孝一 氏

「アライアンスによって互いの知識と経験を共有し、組織の力でお客様に満足いただけるクオリティの高いサービスを提供したい」と齋藤氏。相続・事業承継対策に強く、地元企業にとっては何より頼りになる心強い存在だ。

性化に貢献し、ひいては日本全国の活性化につなげよう」を合言葉に税理士、会計士、弁護士、不動産鑑定士、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士が一致団結し経営者のあらゆるニーズにスピーディーに対応。「互いの知識と経験を共有し、組織の力でお客さまに満足していただけるようなサービ

スを提供する」を理念とする集団だ。

企業も事業承継問題などの解決に大きな期待を寄せる

参加したのは東海3県で知名度の高い5事務所。5つの事務所は名古屋からほぼ25キロの距離にあり、競合しない距離感を保った中部地方最大規模の広域税理士法人アライアンスだ。

通常の事務所合併では経営意思が統一され中央集権的な上意下達が徹底されるが、アライアンスは各地域でそれぞれの事務所が独自性を発揮しながら機能的な連携で相乗効果を発揮。また、一事務所では開催できない規模の講演会やテレビCMも可能になった。

ミッドランド税理士法人アライアンスの誕生は、中部地域に拠点を構える企業にとって大きな魅力。

平成24年9月の結成記念式



金融機関向けセミナーの実施

中小企業が経営力を高めてより発展するための一助となるべく、新たな法人融資や優良中堅企業の新規開拓に活用できる最新の知識・情報を紹介。平成25年は7月に「中小企業向け会社法制と与信調査の留意点及び新事業承継税制のポイント」をテーマに実施した。同年11月には事業承継をテーマに実施する。



ミッドランド税理士法人アライアンスの結成記念講演会

平成24年9月に名古屋オフィス、豊田オフィス、岡崎オフィス、三重オフィス、岐阜オフィスの5つの税理士法人が参加する、ミッドランド税理士法人アライアンスの結成記念講演会を寺島実郎氏を招聘して開催。平成25年10月には結成1周年記念講演会として櫻井よしこ氏を招聘して開催する。

典には、予想された参加者を大きく上回る参加申し込みがあり、地元企業からの期待の大きさを感ぜさせた。

後継者問題、長期的視野に立った事業承継など経営者の悩

## 税制大改正には節税対策に有利な特例見直しもある

ミッドランド税理士法人アライアンスが、今最も注目し顧客サービスに力を入れていることの1つが、平成27年から施行される相続税の税制改正だ。

相続に関する主な改正点としては①相続税の基礎控除引き下げ②相続税の最高税率の引き上げ③小規模宅地等の特例改正など。

これらの改正点で注目度が高いのが相続税の基礎控除引き下げによる課税対象者の大幅増加である。

これまで相続税の課税対象者は一部の富裕層だったが、平成27年以降、相続税の対象者が

みは尽きないが、同アライアンスは顧客の税負担を最小限に抑え、円満に事業を承継するための最善策を提案。顧客企業の事業承継がスムーズにできるよう、事業承継計画の策定から

大幅に増えると思われてい

る。相続税の基礎控除額は、改正前は5000万円+1000万円×法定相続人数で計算されていたが、改正後は3000万円+600万円×法定相続人数になる。法定相続人が3人いたら8000万円の控除が受けられたが、改正後は4800万円しか控除されない。これにより相続税と縁のなかった多くの人々も相続税を払わなければならないのだ。

「大資産家でもないのに相続税を払うことになるプチ資産家には大きな負担。今から相続税対策を講じる必要がある」と、アラ

イアンスの税理士法人の各代表は口を揃える。

一方で、税負担が増えるだけでなく、小規模宅地等の特

自社株価対策、後継者への経営基礎セミナー、ハッピーリタイアのためのM&A等、様々な手法を活用して顧客をサポートする。まさに、期待に応える万全の体制なのである。

住用の土地については、従来240㎡まで80%減額されていたのが、今回の改正では330㎡まで80%減額など、相続税を減額できる道も拡大された。

そこで、ミッドランド税理士法人アライアンスの税理士が、今回の改正点を踏まえて提案しているのが、小規模宅地等の徹底活用、「家なき子」のススキなどのアイデア。今回はそれらに加えて生命保険の上手な活用法についても語ってもらった。

## 土地の評価を減額し節税対策に活用

相続税は当たり前という従来の資産家ではないが、比較的広い庭のある戸建住宅を持っている人は少なくない。今回の税制改正ではそうした人たちも相続税の対象となる可能性が高い。

こうした「プチ資産家」を相



税理士 河合 秀俊 氏  
ミッドランド税理士法人 代表社員

見直しで、居

中部地方を対象に 高品質な「6つの得意分野」を地域価格で

私たちは総合的に、スピードをプラスした個別集団として、最先端情報はじめ、きめ細やかなサービスと安心の地元価格で専任します。

ミッドランド税理士法人アライアンスの「6つの得意分野」

- 1 経営の総合アドバイザーに強い
- 2 事業承継、相続に強い
- 3 人事労務、就業規則に強い
- 4 法律、金融、事業に強い
- 5 企業買収、資金調達が強い
- 6 経営情報、リスクに強い

結成

ミッドランド税理士法人アライアンス

愛知、三重、岐阜の中部地方は大手自動車メーカーをはじめ多くの基幹産業が集中するエリア。このエリアの中小企業を支援し、中部経済の活性化に貢献するべく結成されたミッドランド税理士法人アライアンスの最大の強みは、得意分野ごとにスペシャリストが対応する即応性と迅速性である。専門家が問題点をスピーディーに把握し、最先端の情報提供ときめ細やかなサービスで対応する事で効率化を実現。「地元価格」によるコストパフォーマンスの高さも魅力だ。

続増税から守る1つの方法は、「小規模宅地等の評価減」を適用して「相続財産」の評価額を減らすこと。

改正では「居住用」と「事業用」の各土地の評価減の完全併用が可能になった。小規模宅地等の特例見直しを最大限活用するアイデアの1つは、事業用地を創出して居住用土地との完全併用で相続する土地の評価減を拡大する方法である。

たとえば、将来、相続する土地に太陽光発電設備を設置して事業用土地を創出。居住用土地と事業用土地を完全併用すると大幅評価減を受けられることができる。

図1は自宅の庭に太陽光発電設備を設置した場合。ベストは事業用宅地として400㎡をフル活用すること。これにより400㎡+330㎡≒730㎡の80%評価減を受けることができる。

また、貸付用の青空駐車場(貸付事業用土地)をガレージ付き駐車場にして屋根に太陽光発電パネルを載せることで事業用地を創出する方法もある。



岡崎オフィス 代表社員 税理士  
石川 誠 氏

図2は貸付用ガレージ付き駐車場の屋根に太陽光発電設備を設置した場合だが、土地の利用区分上、1/2が事業用となる。事業用太陽光発電設備は10kW以上の発電で全量売電(青色申告の届け・経済産業省の認可が必要)が原則だが、「停電等の非常時にはご近所の方も含めて電源活用できる」と、同アライアンス。

太陽光発電は環境にも貢献できるからメリットは大きい。

一般的に土地の評価額は路線価で計算されるが、路線価は四角形の土地の評価を前提にして



三重オフィス 代表社員 税理士  
古川 吉宏 氏

に持ち家に3年以上居住していないことが条件だ。早期に対策をとる必要がある。この他にも定期借地権を活用した節税

いる。自宅の庭に事業用土地を創出すると、その居住用土地は不整形地となり評価は低くなるから税金はさらに安くなる。

### 「家なき子」のスヌメ

被相続人に配偶者や同居している法定相続人がいない場合において、被相続人所有の居住用宅地を、同居していない相続人が相続する際に、相続人やその配偶者が持ち家を持っていると小規模居住用宅地の330㎡の80%評価減を受けられることができない。

その対策として同アライアンスは男子一生の甲斐性を捨てて「家なき子」になることをすすめる。効果的なのは、親が息子の家を買って取って子どもへの貸家とすること。あるいは子ども自身持ち家を貸家にして子ども自身は賃貸マンションに住むという方法もある。ただし、相続開始前

## 小規模宅地特例の改正を節税対策に活用

図1. 自宅の庭に太陽光発電設備を設置する



図2. 貸付用ガレージ付き駐車場の屋根に太陽光発電設備を設置する



## 不透明な時代に 100年続く経営をめざす 2代目社長必読の2冊

「2代目社長のための100年続く経営術」(ミッドランド税理士法人アライアンス編著 自由国民社)は、今回取材した中部地方の中小企業支援サービスを提供する、ミッドランド税理士法人アライアンスの著書。同グループが問題解決した豊富な事例をもとに、後継者に求められるスキルを体系化し、悩める2代目経営者に捧げるのが本書。



「中小企業の事業承継」(清文社)は、ミッドランド税理士法人アライアンスの齋藤孝一氏の共著書である。平成27年から始まる相続増税を前に、節税対策のノウハウを惜しげもなく展開した本書は個人資産家、企業経営者、税理士、会計士のみならず、金融機関の渉外担当者などが優良企業新規開拓のツールとしても活用できる実践の書だ。相続対策に力を入れる全国の税理士の必携バイブルとして、5版を数える定番書。



### Data

#### ミッドランド税理士法人アライアンス

【名古屋オフィス】  
愛知県名古屋市中区栄3-18-1  
ナディアパークビジネスセンタービル13F  
TEL:052-261-6815 FAX:052-261-6854

【豊田オフィス】  
愛知県豊田市三軒町7-63-5  
TEL 0565-33-1165 FAX 0565-31-5130

【岡崎オフィス】  
愛知県岡崎市葵町3-1  
TEL.0564-24-5678 FAX.0564-24-7055

【三重オフィス】  
三重県四日市市久保田1-6-8  
TEL.059-353-6767 FAX.059-351-0649

【岐阜オフィス】  
岐阜県岐阜市加納城南通2-22-1  
TEL 058-273-1511 FAX 058-275-2160

<http://www.midland-alliance.com/>



岐阜オフィス  
代表社員 税理士  
ながた ふみやす  
**永田 文康**氏

「予防に勝る治療なし」。まずは相続(税)についてしっかり勉強し、最大限の節税対策を講じてはいかだろうか。

対策、合名会社を活用して債務控除を受け節税する方法など、知恵を絞れば節税の道は少なくない。  
**生命保険は節税対策に有効だが、思わぬ落とし穴も**

平成27年からの相続税の基礎控除の減額によって、資産家の自覚がないまま課税される可能性が高い「プチ資産家」でなくとも、生命保険は相続税対策の重要なポイント。

90歳の高齢者でも加入できる一時払終身保険では手持ちの現預金1000万円を掛け金として死亡保険金が約1000万円になる保険商品がある。これに加入後、相続開始により保険金がおりと、みなし相続財産として課税されるが、法定相続人が2人いれば1人当たり500万円の非課税枠があるので受け取った1000万円は非課税となる。

2人の子もがいて、持ち家は長男に、嫁いだ長女には生命保険金で残そうと思っっている人も少なくないと思われる。相続が開始されて2人の子にも自分の遺産を残すことができず、長

女が遺産は相続していないとして争うケースも想定される。死亡生命保険金は相続人固有の財産とされ、相続財産とはならないからだ。知患者の長女が、それを利用して「争族」に持ち込まないとも限らない。これを回避するためには、生命保険金の受取人をすべて長男にし、「自宅を長男に相続させ、長男は代償分割金を長女に支払う」という公正証書遺言を書いておく必要がある。

生命保険金の3大効果は①「代償分割資金財源」②「納税資金財源」③「非課税枠節税」である。しかし一方で「争族」の種類にもなりかねないことにも注意しなければならない。

### ■ 生命保険金:みなし相続財産の活用〈図解〉

